

藤沢市社会教育委員の委嘱について
次の者を藤沢市社会教育委員に委嘱する。

2016年(平成28年)6月15日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 氏名等

| 氏名 | 生年月日 | 住所 | 選出 区分 | 新任 再任 の別 | 備考 |
|--------------------|------|----|-------------|----------------|-----------------------|
| かねこ もとほる 金子 元治 | | | 学校教育 関係者 | 再任 | 藤沢市立 中学校長会 |
| こいずみ しゅうこ 小泉 修子 | | | 学校教育 関係者 | 新任 | 藤沢市立 小学校長会 |
| いながき いちろう 稲垣 一郎 | | | 学校教育 関係者 | 新任 | 鎌倉湘南地 区県立学校 長会議 |
| おさだ さちお 長田 祥男 | | | 社会教育 関係者 | 再任 | 文化関係 団体 |
| あらい かつお 荒井 勝男 | | | 社会教育 関係者 | 再任 | スポーツ 関係団体 |

| 氏 名 | 生年月日 | 住 所 | 選出 区分 | 新任 再任 の別 | 備 考 |
|---------------------|------|-----|-----------|----------------|--------------|
| かねだ あさこ 金田 麻沙子 | | | 社会教育関係者 | 新任 | 市民活動 関係団体 |
| ふるいち かつみ 古市 勝巳 | | | 社会教育関係者 | 新任 | 青少年 関係団体 |
| かねこ せつこ 金子 節子 | | | 社会教育関係者 | 新任 | 公民館運営 審議会 |
| わたなべ ともこ 渡辺 智子 | | | 家庭教育関係者 | 新任 | 子育て 関係団体 |
| いちむら あんな 市村 杏奈 | | | 家庭教育関係者 | 再任 | P T A |
| くりす じゅん 栗栖 淳 | | | 学識 経験者 | 再任 | 大学教授 |
| かわの さいちろう 川野 佐一郎 | | | 学識 経験者 | 新任 | 大学非常勤 講師 |
| いしかわ みほこ 石川 美保子 | | | 学識 経験者 | | 公募 |
| いながわ ゆか 稲川 由佳 | | | 学識 経験者 | | 公募 |
| まるやま のぶよし 丸山 修由 | | | 学識 経験者 | | 公募 |

2 任期

2016年(平成28年)7月1日から2018年(平成30年)6月30日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市社会教育委員が2016年(平成28年)6月30日をもって任期満了となるため、社会教育法第15条第2項並びに藤沢市社会教育委員に関する条例第2条及び第3条の規定により、新たに委員を委嘱する必要がある。

参 考

社会教育法 抜粋

(社会教育委員の設置)

第15条

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

藤沢市社会教育委員に関する条例 抜粋

(委員の定数等)

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 特別の理由があるときは、任期中でも解嘱することができる。

3 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。